

改定 平成 30 年 4 月
改定 平成 30 年 8 月
改定 令和 3 年 6 月
改定 令和 6 年 9 月

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称 公益社団法人山梨勤労者医療協会
所在地 山梨県甲府市宝一丁目9番1号
代表者 理事長 深沢 真吾
設立年月日 1963年3月23日
電話番号 055-222-6616

2. 法人の実施介護事業概要

- ①訪問看護、介護予防訪問看護
- ②居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ③訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ④通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)
- ⑤通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ⑥居宅介護支援
- ⑦地域包括支援センター(委託)
- ⑧看護小規模多機能型居宅介護

3. 居宅介護支援を実施する事業所の概要

事業所名 共立在宅ケアセンター巨摩 居宅介護支援事業所あらぐさ
所在地 山梨県南アルプス市桃園377-2
事業者指定番号 1971600083
管理者・連絡先 所長 伏見 亜希
電話 055-283-6262
E-mail kyotaku-aragusa@s.yamanashi-min.jp
サービス提供地域 南アルプス市

4. 事業者の職員体制等

介護支援専門員 5名以上 特定事業所加算 I・II・III・Aを取得

5. 営業日・営業時間

月～金曜日 午前9時～午後5時

土曜日 午前9時～午後1時

ただし、国民の祝日(振替休日を含む)、5月1日、12月29日～1月3日、第4土曜日は除く。

6. サービス提供の主な内容

- (1) 介護にかかわる相談援助や、要介護認定の手続きの代行を行います
- (2) 居宅介護支援の提供及び居宅サービス計画の作成にあたり以下の業務を行います
 - ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供します
 - * 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するように致します。利用者は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
 - * 特定の事業者に不当に偏った情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。
 - * ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点より、当事業所のケアプランにおける訪問介護等の利用状況を別紙により説明いたします。
 - * 居宅サービス計画等の原案に位置付けた居宅サービス等について、居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集や、やむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
 - ②医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

特に末期がん等に診断された場合にあつて、日常生活の障害が 1 カ月以内に出現すると主治医等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を受けながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整を行います。
 - ③訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行ないます。
 - ④障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合にあつては、ケアマネジャーは特定相談支援事業者との密接な連携に努めます。
- (3) サービス事業所との連絡調整や指定介護保険施設との連絡調整を行います
- (4) その他の要介護者等の必要な援助、苦情に対応します

7. 利用者負担金

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援に係る保険給付が、保険者から居宅介護支援事業者を支払われる場合(代理受領の場合)は、利用者の支払う利用料金はありません。
- (2) 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、1 ヶ月につき介護報酬告示上の額をいただき、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この「サービス提供証明書」を後日お住まいの市町村に提出しますと、払い戻しを受けられます。
- (3) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費については、以下の金額を請求させていただきます。

通常の事業の実施地域を越えたところから、1km ごと 50 円(税別)

8. 個人情報の保護について

別紙個人情報保護方針に基づき厳格に個人情報の保護に努めます。

9. 事故発生時の対応

万が一事故が発生した際には速やかに対応し、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

10. 相談窓口・苦情対応及び虐待防止相談窓口

- (1) 居宅介護支援に関する相談苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

窓口責任者 伏見 亜希

受付時間 営業時間内

連絡先 電話 055-283-6262 FAX 055-283-6265

E-mail kyotaku-aragusa@s.yamanashi-min.jp

- (2) その他、以下に苦情を申し立てることもできます。

① 市町村介護保険相談窓口

住所：南アルプス市小笠原376

電話：055-282-6179

② 山梨県国民健康保険団体連合会(甲府市蓬沢1-15-35)

介護保険サービスに関する相談・苦情窓口

開設日時 毎週水曜日 午前9時～午後4時

相談窓口専用電話 055-233-9201

③ 虐待防止相談窓口

<居宅介護支援事業所あらぐさ>

所長 伏見 亜希 電話：055-283-6262

<南アルプス市介護福祉課> 電話：055-282-7339

<山梨県健康長寿推進課> 電話：055-223-1450

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名の上、各自1通を保有するものとします。

[説明確認欄]

サービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面により重要な事項を説明しました。

年 月 日

<所在地> 山梨県甲府市宝一丁目9番1号

<事業者> 公益社団法人山梨勤労者医療協会

<代表者名> 理事長 深沢 真吾

<説明者> 居宅介護支援事業所あらぐさ

私は、本書面により、事業所から重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

<住所>

<氏名>

家族及び代理人

<住所>

<氏名>

続柄: